

「十分な知見を有する者」を担保するための講習

平成27年11月6日現在

※本資料は、平成27年11月6日現在において、環境省及び経済産業省において、講習の内容を確認し、「十分な知見を有する者」を担保するための講習として、その適正性を確認した講習を示すものです。ただし、本資料に記載のある講習以外にも、該当する講習はあり得ます。

適正性が確認された講習名	区分 (B又はC)	定期点検に関する十分な知見	充填に関する十分な知見	C区分の場合には、対象となる機器の上限値	備考
<p>【講習名】 デンソー冷凍機研修（標準講習、特別講習）</p> <p>【実施団体】 株式会社デンソー</p> <p>【連絡先】 1. 講習会の内容について 株式会社デンソー アフターマーケット事業部 カスタマーサービス室 近藤・草刈 TEL 0566-61-6874</p> <p>2. 講習会の受講要領について 株式会社デンソーセールス サービス事業部 足立・井戸 TEL 03-5478-7796</p>	C	○	○	<p>①輸送用冷凍・冷蔵ユニット（トラック用冷凍機、海上コンテナ用冷凍機） ②自動車用エアコンディショナー（自動車リサイクル法の対象製品は除く。） ③鉄道車両用エアコンディショナー ④その他輸送機械用エアコンディショナーであって、圧縮機に用いられる原動機の定格出力が30kW以下のもの</p>	<p>以下の者が受講可能</p> <p>【標準講習】 業務用冷凍空調機器の保守サービスの実務3年以上の経験を保有する者</p> <p>【特別講習】 業務用冷凍空調機器の保守サービスの実務3年以上の経験を保有し、かつ、過去にデンソーのサービス研修所による「冷凍機コース」を受講して合格した者</p>

<p>【講習名】 冷媒フロン類取扱見者講習</p> <p>【実施団体】 一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会</p> <p>【連絡先】 一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会 技術部 小石川 TEL 03-3536-1030</p>	<p>B 又 は C (開 催ス ケジ ュー ルに よ る)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>講習修了者が勤務する事業所が所有 又は管理する原動機等の定格出力が 75kw 以下の空調機器・冷凍冷蔵機 器</p>	<p>日本冷蔵倉庫協会が提示する知識を有し、下 記①又は②に該当する者が受講可能 ①高圧ガス製造又は管理の1年以上の実務経 験を有し、高圧ガス製造保安責任者(第1・ 2・3種冷凍機械)免状を保有している者 ②冷凍冷蔵設備の運転や点検・整備の3年以 上の実務経験のある技術者で、高圧ガス保安 法並びにフロン回収・破壊法及びフロン排出 抑制法に違反したことの無い者</p>
<p>【講習名】 群馬県フロン類充填回収技術講習会</p> <p>【実施団体】 群馬県、一般社団法人 群馬県フロン回収事業 協会</p> <p>【連絡先】 一般社団法人 群馬県フロン回収事業協会 群馬県前橋市紅雲町一丁目7番12号 住宅公社ビル4F TEL 027-260-8234</p>	<p>C</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>空調機器については圧縮機電動機又 は動力源エンジンの定格出力25kW 以下の機器、冷凍冷蔵機器については 圧縮機電動機又は電動源エンジンの 定格出力15kW以下の機器</p>	<p>下記①～③の条件を満たす者が受講可能 ①平成12年から平成26年までに群馬県フ ロン回収促進協議会及び群馬県フロン回収事 業協会が実施した「群馬県フロン回収技術講 習会」を受講、講習後の修了試験に合格し、 群馬県知事の修了証を交付された者 ②日常の業務において、日常的に冷凍空調機 器の整備や点検及び冷媒の充填に3年以上の 実務経験を有する技術者であって、これまで 高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法(フロ ン排出抑制法)を遵守し、違反したことがな い者 ③上記修了証を交付された者のうち、現在及 び今後にわたり冷媒フロンの充填作業等に携 わる予定のある者</p>

<p>【講習名】 静岡県フロン類取扱・管理技術者講習会</p> <p>【実施団体】 一般社団法人 静岡県フロン回収事業協会</p> <p>【連絡先】 一般社団法人 静岡県フロン回収事業協会 住所：〒422-8067 静岡県静岡市 駿河区南町6番1号 南町第1ビル 電話：054-289-3666</p>	G	○	○	<p>空調機器については圧縮機電動機又は動力源エンジンの定格出力25kW以下の機器、冷凍冷蔵機器については圧縮機電動機又は電動源エンジンの定格出力15kW以下の機器</p>	<p>以下の者が受講可能 日常の業務において、日常的に業務用冷凍空調機器の保守サービスの実務経験を3年以上有し、これまで高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法（フロン排出抑制法）を遵守し、違反したことがない者</p>
--	---	---	---	--	--

※これらの講習については、法の内容への適合性は確認していますが、受講料や講習の開催日時等の個別の内容については各実施団体にお問い合わせ下さい。